

社会福祉法人 熊谷礎福社会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊谷礎福社会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定及び、評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）とは、定款第六条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 常勤委員とは、委員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (7) 非常勤委員とは、委員のうち、常勤委員以外の者をいう。
- (8) 役員、評議員及び委員を総称して、役員等という。
- (9) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (10) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- | | |
|---------|----|
| (1) 役員 | 報酬 |
| (2) 評議員 | 報酬 |
| (3) 委員 | 報酬 |

- 2 前項に係わらず、常勤理事、常勤委員で職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤理事に対する報酬は、理事会・評議員会出席の都度、別表1「役員等報酬日額表」に定める額とする。

- 2 監事の報酬は、理事会・評議員会出席の都度、別表1「役員等報酬日額表」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、評議員会出席の都度、別表1「役員等報酬日額表」に定める額とする。
- 4 委員の報酬は、委員会出席の都度、別表1「役員等報酬日額表」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の旅費規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、この法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員、評議員及び委員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年5月28日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は平成31年3月24日一部改定、平成31年4月1日より適用する。

(別表1)

役員等報酬日額表 (源泉徴収後の金額)

(単位：円)

役職名	支給対象時間		
	1時間未満	1時間～5時間未満	5時間以上
職員を兼務する 役員等	支給対象外	支給対象外	支給対象外
理事	支給対象外	5,000	10,000
監事	支給対象外	5,000	10,000
評議員	支給対象外	5,000	10,000
委員	支給対象外	5,000	10,000

ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。